

北海道教育大学教員選考規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学(以下「本学」という。)の教員及び非常勤講師等の選考について、北海道教育大学教員選考基準(平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。)に則り、厳格かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 教授，准教授，講師及び助教をいう。
- (2) 大学院担当教員 大学院教育学研究科において研究指導及び授業を担当する教員をいう。
- (3) 研究指導教員 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1号に定める資格を有する教員をいう。
- (4) 客員教授等 本学の職員以外の者で、本学において引き続き3月以上、専攻分野等について教授し、又は研究に従事する客員教授又は客員准教授をいう。
- (5) 外国人教師 外国語科目又は専門教育科目を担当させるために高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、本学が常勤の教師として雇用契約を締結するものをいう。
- (6) 非常勤講師等 非常勤講師及び教員養成実地指導講師をいう。
- (7) 講座等 大学院教育学研究科の専修に係る組織及び各校が必要に応じて定める教員の組織をいう。
- (8) センター 国際交流・協力センター，学校・地域教育研究支援センター，大学教育開発センター及び保健管理センターをいう。
- (9) センター運営委員会 国際交流・協力センター会議，学校・地域教育研究支援センター会議，大学教育開発センター会議及び保健管理センター運営委員会をいう。

第2章 教員の選考

第1節 採用，昇任及び配置換の計画

(全学的な採用等の基本方針の策定)

第3条 採用，昇任及び配置換(以下「採用等」という。)の本学における枠及び基本方針(以下「枠等」という。)の策定は役員会において行う。

2 学長は、国立大学法人北海道教育大学運営規則(平成16年規則第17号)第2の3条に規定する副学長(以下「各校担当副学長」という。)，教職大学院長，センター運営会議において選出されたセンターの長及び学校臨床心理専攻代表(以下「副学長等」という。)から各校，教職大学院，センター及び学校臨床心理専攻(以下「各校等」という。)における実情を聴取し、前項の枠等の策定に反映させるものとする。

3 学長は、役員会が策定した採用等の枠等について、副学長等に提示する。

(採用等の計画の申請)

第4条 副学長等は、前条の採用等の枠等を踏まえ作成した採用等の計画及び採用等

によらず大学院担当教員の資格に係る選考（以下「資格審査」という。）を行う必要があるときについて、教員人事計画書（別記様式第1号）により学長に申請を行う。

- 2 センターの長は、前項の申請を行う場合は、事前にセンター運営会議に報告するものとする。
- 3 学長は、第1項の申請に基づく採用等の計画及び資格審査について、次条に規定する全学大学教員人事計画会議の議を経て、教育研究評議会に諮る。
- 4 採用の計画においては、教育・研究の活性化、学生指導、大学運営等の面から、広く社会で活躍している人材（以下「社会人」という。）の積極的な登用を図るものとする。

（全学大学教員人事計画会議）

第5条 本学における採用等の計画を審議する組織として、全学大学教員人事計画会議を置く。

- 2 全学大学教員人事計画会議は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 各校担当副学長
 - (4) 副学長（特命担当）
 - (5) 事務局長
- 3 前項のほか、必要に応じて教職大学院長、センター運営会議において選出されたセンターの長及び学校臨床心理専攻代表を加えることができる。
- 4 全学大学教員人事計画会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 採用等の計画及び資格審査に関すること。
 - (2) 採用等候補者の選考に関すること。
 - (3) 採用候補者の公募に関すること。
 - (4) その他必要な事項
- 5 全学大学教員人事計画会議に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 全学大学教員人事計画会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 全学大学教員人事計画会議の議事は、出席者の3分の2以上をもって決定する。
（選考開始の決定）

第6条 学長は、教育研究評議会の議を経た採用等の計画について、役員会に諮り選考開始を決定する。

- 2 学長は、前項の決定について全学大学教員人事計画会議を経由し、副学長等に通知する。

第2節 選考委員会

（設置）

第7条 採用等の選考は、教授会、教職大学院教授会及びセンター運営委員会（以下「教授会等」という。）にそれぞれ選考委員会を置いて行う。ただし、配置換に係る選考を行う場合は、選考委員会における選考は行わない。

- 2 副学長等は、前項により選考委員会を置いたときは、その構成を全学大学教員人事計画会議に報告しなければならない。

（組織）

第8条 教授会に置かれる選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 採用等の選考又は資格審査を行おうとする講座等の教授 2人。ただし、採用等の選考又は資格審査を行おうとする専門分野の教授（以下「専門分野委員」と

いう。)であることを原則とするが、講座等において専門分野委員を欠く場合は、専門分野以外の教授をもって充てることができる。

- (2) 前号に定める講座等以外の教授 2人
- (3) 評議員 1人
- (4) 他校(教職大学院にあっては教職大学院以外、センターにあってはセンター以外、学校臨床心理専攻にあっては学校臨床心理専攻以外)の教授 2人
- 2 センター運営委員会に置かれる選考委員会は、前項第1号の専門分野委員の2人及び前項第4号の委員の2人を含めた7人の教授をもって組織する。ただし、専門分野委員を欠く場合は、専門分野以外の教授をもって充てることができる。
- 3 委員は、研究指導教員でなければならない。
- 4 講座等の人員構成上、第1項第1号に掲げる委員を構成することができない場合は、関連する講座等の教授をもって充てることができる。
- 5 第1項に掲げる7人の委員又はセンター運営委員会に置かれる選考委員会の委員が、専門分野委員2人を満たす構成となっていない場合は、他校(教職大学院にあっては教職大学院以外、センターにあってはセンター以外、学校臨床心理専攻にあっては学校臨床心理専攻以外)又は他大学の研究指導教員である教授の意見を専門分野意見書(別記様式第2号)により聴取しなければならない。
- 6 第1項第4号に掲げる委員は、学長が本学の教授から当該採用等の計画に応じて選出し、全学大学教員人事計画会議が指名した者とする。
- 7 第5項に定める専門分野意見書による聴取は、昇任に係る選考であり、かつ、すでに当該昇任予定職に必要とされる大学院担当資格を有している者における選考については、これを要しない。ただし、選考委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 8 委員に欠員が生じたときは、教授会等で後任の委員を選出するものとする。ただし、第1項第4号の委員に欠員が生じたときは、副学長等は学長に欠員補充の申請を行うものとする。

(審議事項)

第9条 選考委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 採用等候補者の選考に関する事。
- (2) 採用候補者の公募に関する事。
- (3) 資格審査に関する事。
- (4) その他必要な事項

(委員長)

第10条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(開催)

第11条 委員長は、選考委員会を招集し議長となる。

(議事)

第12条 選考委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ、開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

(公募)

第13条 採用候補者は、公募によるものとする。

- 2 選考委員会は、役員会の議を経て策定した採用等の計画に基づき、公募の条件、範囲等について審議し、その結果を学長に公募申請書(別記様式第3号)により申請するものとする。
- 3 学長は、前項の申請に基づく公募申請書について、全学大学教員人事計画会議に諮るものとする。

(採用等候補者の選考)

第14条 選考委員会は、教員選考基準に基づき、採用等候補者の経歴、研究上の業績及び教育上の実績、専攻分野における知識及び経験、学界及び社会における活動等について、別表に掲げる評価項目の総合的な評価の結果を基に選考を行うものとする。

2 選考委員会は、選考の対象となる職種、専門分野、教員選考基準の適用区分、採用・昇任の別等に応じて、評価項目の重要度を考慮する。

3 社会人を対象とした分野、特定分野又は特に必要とする分野における教員選考にあっては、採用等候補者の当該分野における経歴及び実績等を重視した選考を行う。

(選考手続)

第15条 選考委員会は、採用等候補者が各1部提出した次に掲げる資料をもって審議を行う。ただし、資格審査のみを行う場合は第5号から第7号までの、採用等候補者に前職及び現職がない場合は第5号の資料はそれぞれ要しないものとする。

(1) 著書、学術論文、作品等

(2) 経歴書(別記様式第4号)

(3) 研究業績書(別記様式第5号)

(4) 教育上の実績(別記様式第6号)

(5) 管理運営に関わる貢献(別記様式第7号)

(6) 社会的活動に関わる貢献(別記様式第8号)

(7) 学校教育を中心とした教育への深い理解と関心(別記様式第9号)

(8) 主要担当予定科目の授業計画(別記様式第10号)

(9) その他選考委員会が指定した資料

2 選考委員会は、採用等候補者の面接を実施するものとする。ただし、昇任に係る選考の際は、面接を省略することができる。

3 選考委員会は、投票により採用等候補者1人の決定又は資格審査についての判定を行う。

(教授会等及び全学大学教員人事計画会議への報告)

第16条 選考委員会は、採用等候補者を選考したとき又は資格審査の判定を行ったときは、教授会等に報告し、併せて前条第1項に掲げる資料を添えて、選考結果報告書(別記様式第11号)により全学大学教員人事計画会議に報告するものとする。

2 選考委員会は、採用等候補者が選考されなかったときも、前項と同様に報告するものとする。

(教育研究評議会への報告)

第17条 全学大学教員人事計画会議は、前条の報告を基に、採用等候補者を教育研究評議会に推薦する。

第3節 選考

(教員の選考)

第18条 教育研究評議会は、前条の推薦を基に、投票により採用等候補者の選考を行い、投票者の3分の2以上の賛成により決定する。

2 学長は、前項の決定に基づき、役員による面接を経て教員の選考を行う。ただし、准教授以下の昇任に係る選考については、面接を要しないものとする。

3 学長は、前項により面接を行った場合の選考の結果について、教育研究評議会に報告する。

第4節 客員教授等の選考

(客員教授等の選考)

第19条 客員教授等として選考することができる者は、教員選考基準に定める教授若

しくは准教授の資格を有する者又はこれらに準ずると認められる者とする。

第20条 客員教授等の選考は、事前に学長に申請の上、教授会等で行う。

2 教授会等における審議は、客員教授等称号付与候補者概要（別記様式第12号）のほか、第15条第1項第2号及び第3号の資料により行う。

3 副学長等は、教授会等において選考した客員教授等について、学長に選考資料を添えて報告し、学長は教育研究評議会に報告する。

第5節 選考の特例

（特例）

第21条 本学が特に必要と認める者の採用等を行う場合は、第3条から前条までの規定によらず、教育研究評議会にて選考を行うことができるものとし、その方法等については、別に定める。

第3章 外国人教師，非常勤講師等の選考

（外国人教師の選考）

第22条 外国人教師の選考は、事前に学長に申請の上、教授会で行う。

2 教授会における審議は、選考結果報告書（別記様式第11号）に準じた選考報告書のほか、第15条第1項第2号、第3号、第4号及び第7号の資料により行う。

3 各校担当副学長は、教授会において選考した外国人教師について、学長に選考資料を添えて報告し、学長は教育研究評議会に報告する。

（非常勤講師等選考委員会）

第23条 教授会に、非常勤講師等選考委員会を置く。

2 非常勤講師等選考委員会は、教員選考基準及び非常勤講師等の採用計画に基づき、非常勤講師等の選考を行う。

3 非常勤講師等選考委員会は、各校担当副学長及び講座等から推薦された教授各1人をもって組織する。

4 前項の教授は研究指導教員でなければならない。ただし、研究指導教員の教授をもって充てることができないときは、研究指導教員の准教授をもってこれに代えることができる。

5 非常勤講師等選考委員会に委員長を置き、各校担当副学長をもって充てる。

6 委員長は、非常勤講師等選考委員会を招集し議長となる。

7 非常勤講師等選考委員会の委員の任期は2年とし、再任されることができる。

8 非常勤講師等選考委員会は、次の事項を審議する。

(1) 非常勤講師等の採用計画に関すること。

(2) 非常勤講師等の選考に関すること。

(3) その他非常勤講師等の選考に関して必要な事項

9 非常勤講師等選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

10 非常勤講師等選考委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決定する。

（非常勤講師等の選考の申請）

第24条 講座等の代表者は、非常勤講師等を採用しようとするときは、当該講座等の議を経て、各校担当副学長に非常勤講師等候補者名簿（別記様式第13号）を1部提出するものとする。

（大学院を担当する非常勤講師の取扱い）

第25条 大学院を担当する非常勤講師を採用しようとする場合、講座等の代表者は前条の非常勤講師等候補者名簿のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 非常勤講師候補者が、他大学等で現在担当している、又は担当していた大学院の授業の内容と、本学で担当しようとする授業の内容が同一であると講座等が判

断する場合は、同一であることを明らかにする説明書（様式適宜） 1部

(2) 非常勤講師候補者の経歴、研究分野及び研究業績等から、本学で担当する授業を行うに適任であると講座等が判断する場合は、大学院担当教員概要（別記様式第14号）、経歴書（別記様式第4号）、大学院における担当授業科目の概要（別記様式第15号）及びその者が適任であることの説明書（様式適宜） 各1部

（非常勤講師等候補者の選考）

第26条 非常勤講師等候補者の選考は、非常勤講師等選考委員会が投票による必要があると判断した場合のみ投票により選考を行う。

（教授会への報告）

第27条 各校担当副学長は、選考された非常勤講師等について、第24条に掲げる資料により教授会に報告するものとする。

（客員教授等の取扱い）

第28条 第20条の規定に基づき選考された者は、この規則により選考された非常勤講師等とみなす。

第4章 雑則

（選考されなかった者の取扱い）

第29条 選考委員会は、教育研究評議会及び教授会等で選考されなかった者について、その日から1年を経過した後でなければ、選考の対象とすることができない。

（理事が任期満了後に教授の職務に復帰する場合の取扱い）

第30条 理事が任期満了後等に教授の職務に復帰する場合の選考手続は、選考委員会による選考を要しない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日平成16年規則第146号 改正）

この規則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成17年3月15日平成16年規則第154号 改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日平成18年規則第46号 改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日平成19年規則第60号 改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日平成20年規則第31号 改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日平成22年規則第37号 改正）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以前に学長が選考開始を決定した採用計画については、改正後の第6条により決定したものとして取り扱う。

附 則（平成23年8月24日平成23年規則第20号 改正）

この規則は、平成23年8月27日から施行する。

別表（第14条関係） 評価項目及び評価対象

評価項目	評価対象
研究上の業績	<p>公刊された著書，学術論文及び報告書等とする。芸術（書道を含む。）及び体育の分野における実技系にあっては，演奏会，展覧会又は競技会等において得た技術優秀，指導歴又は審査歴の証明をもって，研究上の業績とすることができる。</p>
教育上の実績	<p>次の区分とする。 (1) 教育指導に係る実績（教育経験，教育実績等） (2) 教育改善に係る業績（大学テキスト等の執筆，FD等の企画運営，FD等への受講参加等，附属学校・センター等での活動等）</p>
管理運営に関わる貢献	<p>全学的な委員会，各校等の委員会における任務，本学の教員として特記すべき事項等で，最近5年以内の実績とする。</p>
社会的活動に関わる貢献	<p>次に掲げるもののうち，最近5年以内の実績とする。 (1) 学外の審議会・委員会等での活動 (2) 学会・学術団体での活動 (3) 生涯学習等に係る活動 (4) 本学独自の地域連携事業（公開講座，教員免許状更新講習等） (5) 国際的な社会的活動等 (6) その他社会的に活動したと思われる事項</p>
学校教育を中心とした教育への深い理解と関心	<p>今日の学校教育及び教育一般に関する意見や抱負，これまで行ってきた教育実践に関する取り組み等とする。</p>
その他選考委員会が必要とする項目	<p>選考委員会が必要とする事項</p>

別記様式第1号(第4条関係)

教員人事計画書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

北海道教育大学副学長(校担当)

1 発議の事由		
2 選考予定者に係る事項		
ふりがな氏名		
現職名	(年 月 日就任)	
現大学院担当資格	(年 月 日担当)	
所属講座等	学部	講座
		専門分野:
	大学院	専攻 専修
		専門分野:
3 補充予定職名		
4 大学院資格審査	要(申請資格:) 不要	
5 補充等予定年月日	平成 年 月 日	
6 専門分野	学部:	大学院:
7 担当予定授業科目	学部	-----
	大学院	
備考		

注 1 採用に係る申請の場合は、2については記入を要しない。

2 大学院資格審査のみの申請の場合は、3については記入を要しない。

別記様式第2号(第8条関係)

専門分野意見書

平成 年 月 日

北海道教育大学選考委員会委員長 殿

(所属・職名・氏名)

印

選考予定者に係る事項		
ふりがな氏名		
現職名	(年 月 日就任)	
現大学院担当資格	(年 月 日就任)	
所属講座等	学部	講座
		専門分野：
	大学院	専攻 専修
		専門分野：
就任予定職名		
大学院資格審査申請資格		大学院資格審査 評価評語
専門分野	学部：	大学院：
大学院における担当予定授業科目		
選考予定者の研究業績に関する意見		

- 注 1 大学院担当教員候補者の資格審査の判定は、次の評語をもって行う。
- (1) 研究指導及び講義担当適格者であると判定した場合は、大学院資格審査評価評語欄に「研究指導教員」と記入する。
 - (2) 研究指導補助及び講義担当適格者であると判定した場合は、大学院資格審査評価評語欄に「研究指導補助教員」と記入する。
 - (3) 上記以外の判定の場合は、大学院資格審査評価評語欄に「担当不適格者」と記入する。
- 2 意見書が複数枚となる場合は、様式を複写して作成すること。

別記様式第3号(第13条関係)

公 募 申 請 書

平成 年 月 日

北海道教育大学長 殿

選考委員会委員長
氏名



- 1 講座等名
- 2 採用予定職名及び人員
- 3 専門分野
学 部
大学院
- 4 資格
- 5 年齢
- 6 担当予定授業科目
学 部
大学院
- 7 採用予定年月日
- 8 公募締切日
- 9 提出書類
- 10 応募書類提出先及び問い合わせ先
- 11 公募書類の配布先
- 12 その他

経 歴 書

ふりがな 氏名		生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	性別	男 女	
本籍地		現住所	〒			
		連絡先(自宅) (携帯電話)			E-mail	
取得学位の種類		取得年月日		授与機関		
		年 月 日				
		年 月 日				
学 歴						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
職 歴						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						

所 属 学 会 等	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
賞 罰	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
平成 年 月 日	
上記のとおり相違ありません 氏 名	
⑩	

記載上の留意事項

- (1) 学歴欄は，高等学校卒業以上を記載すること。
- (2) 取得学位は，「修士」以上の学位について授与機関と併せて記載すること。
- (3) 職歴欄は，教育活動及び研究活動にかかわる職歴を記載すること。
- (4) 所属学会等については，主なものについて記載すること。
- (5) 賞罰欄は，公的に入賞又は表彰された場合，刑事罰等（勤務先でのこれまで受けた懲戒処分も含む）を受けた場合に記載すること。賞罰に該当がない場合は，「賞罰」の次の行に「なし」と記載すること。
- (6) 経歴書に虚偽の事実を記載した場合は，採用又は昇任を取り消すことがあります。

研 究 業 績 書
「著書，学術論文」等

No.

平成 年 月 日 氏 名 ㊟					
著者名又は執筆者名	著書，学術論文等の名称	発行所，掲載雑誌等又は 発行学会等の名称	発行，発表 年 月	頁 数	備 考
【著書】					
【学術論文】					
【学会発表・講演等】					
【その他（月刊誌・書評 ・報告集・コラム等）】					

研 究 業 績 書
「演奏・作品・出場競技等」

No.

平成 年 月 日 氏 名 ㊟					
発表題目等	発表会等の名称	開催場所	発表年月	発表・展示等の内容	備考

研 究 業 績 書
「競争的外部資金（科研費，財団など）」

No.

平成 年 月 日 氏 名 ④					
研究課題名等	研究種目等の名称	代表・分担等の区分	申請年度	研究期間	備 考

「研究業績書」記載上の留意事項

この業績書は、「著書，学術論文」，「学会発表・講演等」，「月刊誌・書評・報告集・コラム等」，「演奏・作品・出場競技等」及び「競争的外部資金」についての業績を記入するものである。

「著書，学術論文」等（別記様式第5号の1）

- 1．発行済み又は掲載が予定されているすべての著書・学術論文等について作成すること。掲載予定のものについては，受理済みであることを備考欄に明記すること。
- 2．昇任に係る書類作成の際は，現職採用等の際に提出した著書・学術論文等については，備考欄にその旨表示すること。
- 3．国際的又は全国的な学会・機関等（これらに相当する学会・機関等を含む。）が刊行するレフリー制度の整った学術雑誌，学会誌等に掲載された論文については，備考欄にその旨表示すること。
- 4．「著者名又は執筆者名」欄には，共著の場合は，本人の氏名を含め著作者全員の氏名を当該著書等に記載された順に記入すること。なお，共著の場合で，本人が第1著者以外であっても，特に重要な役割を果たした場合は，備考欄にその旨表示記載すること。
- 5．「著書，学術論文等の名称」の欄には，【著書】，【学術論文】，【学会発表・講演等】及び【その他（月刊誌・書評・報告集・コラム等）】の順に，それぞれ年月順に記入すること。
- 6．「頁数」の欄には，著書のうち単著は総頁数を，共著は総頁数と併せて本人執筆部分の頁数を記入する。学術論文の場合は〇〇頁～〇〇頁と記入すること。
- 7．【学会発表・講演等】は，最近5年間の業績を記入すること。
- 8．【その他（月刊誌・書評・報告集・コラム等）】は，最近5年間の業績を記入すること。
- 9．主要学術論文等の概要を添付すること。
- 10．著書とは，学術図書，翻訳書，指導書，学習指導資料及び教科用図書等をいう。
- 11．学術論文とは，学会・機関等の刊行する学術雑誌，学会誌，紀要等に掲載されたものをいい，その内容は，所属学会等の水準を保つものとする。

「演奏・作品・出場競技等」（別記様式第5号の2）

実技系芸術分野及び体育分野で以下の業績がある者は，提出すること。

- 1．記載方法は，上記1～6を参照すること。
- 2．演奏とは，国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場等
- 3．作品とは，国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品等
- 4．出場競技とは，国際的又は全国的な公認競技会への出場・入賞
- 5．実技系芸術分野にあっては，2.3.の催しの審査員やその企画等の実績を，体育分野にあっては，4.の競技会での審判・指導等の実績を研究業績とすることができる。

「競争的外部資金」（別記様式第5号の3）

- 1．最近5年間の申請状況を記載し，採択されたものについては，備考欄にその旨明記すること。
- 2．最近5年間に申請実績が無い場合は，「無し」と記載し提出すること。

別記様式第 6 号 (第15条関係)

教 育 上 の 実 績

平成 年 月 日

氏名

印

採用の場合の例

【教育指導に係る実績】

【教育経験に係る特記事項】

【その他特記すべき顕著な教育上の実績】

記載上の留意事項

以下のうち，採用は 1 と 3 ，昇任は 1 と 2 を記載すること。

- 1 本学の教育課程及び担当（予定）授業科目に対する【教育指導に係る実績】を記載すること。（採用の際は，非常勤講師の実績を含めて記入しても構わない。）
- 2 【授業内容・方法の改善及び創意・工夫に係る実績】を記載すること。
- 3 【教育経験に係る特記事項】を記載すること。（2の内容があれば含めて記載する）
- 4 【その他特記すべき顕著な教育上の実績】があれば記載すること。

別記様式第7号（第15条関係）

管理運営に関わる貢献

平成 年 月 日

氏名

印

記載上の留意事項

最近5年間における実績を記載すること。

1 採用の場合

前職及び現職における管理運営に関わる機関名（委員会名など）・期間・役割及び活動状況を記載すること。

前職及び現職のない者は、提出を要しない（評価の対象としない）。

2 昇任の場合

全学又は所属する各校等で従事した委員会名及び期間を記載すること。
委員会における役割及び活動状況を記載すること。

本学の教員として特記すべき事項があれば記載すること。

別記様式第 8 号 (第15条関係)

社会的活動に関わる貢献

平成 年 月 日

氏名

印

--

記載上の留意事項

最近 5 年間における実績がある場合は、以下の区分により記載すること。

- ・学外の審議会・委員会等での活動（名称，役割，任期等）
- ・学会・学術団体での活動（役職名（会長，理事，幹事，運営委員，企画委員等）と任期）
- ・生涯学習等に係る活動（社会教育団体等の委員，講師などの活動内容）
- ・国際的な社会的活動
- ・その他の社会的活動（基調講演，招待講演等，受賞等）
- ・本学独自の地域連携事業（公開講座，教員免許状更新講習等）

別記様式第9号（第15条関係）

学校教育を中心とした教育への深い理解と関心

平成 年 月 日

氏名

印

記載上の留意事項

以下の内容要素を含むこと。

- ・今日の学校教育及び教育一般に関する意見・抱負
- ・これまで行ってきた教育実践に関する自身の取組
- ・今後の教育実践に関する取組に対する抱負

別記様式第10号（第15条関係）

主要担当予定科目の授業計画

平成 年 月 日

氏名

印

授業科目	
授業内容	ここを読むだけで授業の大枠が分かるように記入すること。
授業の目標	授業の一般目標として、その授業で育てたい総括的な資質・能力について述べること。
到達目標	上の欄で述べた一般目標が実現されるように、授業を通して学生に求める個別具体的に達成してほしい目標を記入すること。
授業計画	15週にわたり授業の順にしたがって授業計画を記入すること。
成績評価	到達目標がどの程度達成されたかを測る方法と基準を示すこと。
テキスト	ある場合は、それに関する情報を付加して必ず記入すること。
参考文献	ある場合は、それに関する情報を付加して必ず記入すること。

記載上の留意事項

記入欄の留意事項のほか、本学のシラバスを参考にして記載すること。

参考URL <http://www.hokkyodai.ac.jp/syllabus/>

別記様式第11号（第16条関係）

選考結果報告書

平成 年 月 日

殿

北海道教育大学
委員長
委員

選考委員会
印

1 選考予定者に関する事項			
(1) ふりがな氏名			
(2) 生年月日（年齢）	年	月	日（歳）
(3) 現職名	（年 月 日就任）		
(4) 現大学院担当資格	（年 月 日担当）		
(5) 最終学歴	（年 月 日卒業・修了）		
(6) 学位	（年 月 日取得）		
(7) 所属学会等			
(8) 著書・学術論文・作品等一覧	著書 編，学術論文 編，その他 編 （詳細は別紙のとおり）		
2 講座等の区分	学部	講座 ----- 専門分野：	
	大学院	専攻 専修 ----- 専門分野：	
3 就任予定職名			4 大学院資格審査判定

5 採用・昇任の別		
6 就任等予定年月日	年 月 日	
7 担当予定授業科目	学 部	
	大学院	
8 選考経過の概要 (1) 応募の状況 (2) 選考委員会の開催状況 (開催日, 審議の内容等) (3) 投票の結果 (4) 次点者及び応募者に関する事項 (必要があれば, 研究業績等を資料として添付)		
9 教員選考基準適用条項	教員選考基準第 条第 項第 号	
10 選考理由 (評価項目についての所見を明示すること。) (研究上の業績) (研究業績に関する意見等を委嘱した場合は, その概要を併せて記載すること。) ----- (教育上の実績)		

(管理運営に関わる貢献)
(社会的活動に関わる貢献)
(学校教育を中心とした教育への深い理解と関心)
(その他選考委員会が必要とする項目)
(総合評価)

注 大学院担当教員候補者の資格審査の判定は、次の評語をもって行う。

- (1) 研究指導及び講義担当適格者であると判定した場合は「研究指導教員」とする。
- (2) 研究指導補助及び講義担当適格者であると判定した場合は「研究指導補助教員」とする。
- (3) 上記以外の判定の場合は「担当不適格者」とする。

別記様式第12号（第20条関係）

客員教授等称号付与候補者概要

（所属）

称	号	客員教授 ・ 客員准教授	新規・継続
称号付与期間		~	
氏名（生年月日）			
最終学歴（卒業・修了年月）			
学位（取得年月・機関）			
職歴			
本学における 従事内容等	勤務形態 （従事する曜日・ 時間帯等）		
	職務内容 （教授・研究内容）		
備考			

非常勤講師等候補者名簿

（平成 年度）

講座等

No.

実施期 区分	ふりがな 氏名	年齢	学歴 卒業（修了）年次	職歴 及び在職期間	担当予定 授業科目	授業時間数		単位数	採用等 初年度	備考
						週	計			

記載上の留意事項

- (1) 名簿の作成に当たっては、新規の者及び学内者から記載することとし、新規の者については氏名欄に 印を付す。
- (2) 実施期区分欄は、通年、前期、後期とし、集中講義の場合は「集中」と併せて記入する。
- (3) 年齢は、採用等予定年月日現在とする。
- (4) 学歴欄は、最終学歴とする。
- (5) 職歴欄は、現職に係るものとするが、無職の者で前職がある場合は、無職と併せて記載する。
- (6) 1人の候補者が複数の授業を担当予定の場合は、連続して記載し、氏名、年齢、学歴、職歴及び採用等初年度の欄は省略しても構わない。

別記様式第14号（第25条関係）

大学院担当教員概要

専攻・専修	専攻		専修
候補者名	職名	氏名	年齢 歳
最終学歴	(年 月 日卒業・修了)		
学位	(年 月取得)		
教育研究歴	年 月		
所属学会 担当予定授業科目及び単位数			
著書・学術論文数等	著書 学術論文 その他	編(単著 編(単著 編	編,共著 編) 編,共著 編)
学部の授業科目 (他校・他大学の大学院の授業科目)			
担当予定年月日	平成 年 月 日		
備考			

別記様式第15号（第25条関係）

大学院における研究科担当授業科目の概要

専攻・専修	
担当候補者氏名	印
担当授業の概要	